

## 現地整備役務請負（基本）契約に関する特約条項

甲及び乙は、現地整備役務請負契約に関し、次の特約条項を定める

（整備通知書）

**第 1 条** 甲は、仕様書等の定めるところにより、役務内容を別紙様式第 1 の整備（役務）通知書（以下「通知書」という。）を発行し、通知するものとする。

（役務の履行）

**第 2 条** 乙は、役務を部隊等で履行する場合は、あらかじめ履行先の部隊等と履行するための問題点について調整するとともに、整備員の氏名、到着日時、その他必要事項を通知するものとする。

2 乙は、役務の履行に先立って通知書を部隊等の監督官に提示しなければならない。

（整備員届）

**第 3 条** 乙は、甲が特に通知する場合を除き、役務の履行に先立ち、整備員届（別紙様式第 2）を 2 部甲に届出るものとする。

2 甲は、甲の都合により乙の提供した整備員の変更を乙に要求することができる。

（就業時間）

**第 4 条** 乙の整備員が部隊等で役務を実施する場合の就業時間は、監督官が特に通知する場合を除き、原則として部隊等の日課に合わせて作業を行うものとする。

（整備員の交代）

**第 5 条** 乙は、整備員を交代させようとする場合は、監督官を通じ甲に申し出るものとする。ただし、第 3 条第 2 項の場合は、この限りでない。

（役務時間の確認）

**第 6 条** 乙は、当該役務を履行したときは、当該役務時間について別紙様式第 3 又は第 4 により監督官の確認を受けなければならない。ただし、原則として確定契約及び甲が特に通知した場合はこの限りでない。

（契約不適合の修補等請求期限内契約物品）

**第 7 条** 乙は、役務を履行するにあたり、当該契約物品が、契約不適合の修補等請求期限内と認めた場合は、監督官の確認を得たのち、甲に届出、その処置について調整しなければならない。

（給付完了の証）

**第 8 条** 乙は、役務を終了し合格と判定された場合には、給付完了の証として検査調書の交付が受けられる。

（発生費用の報告）

**第 9 条** 乙は、通知書に基づく役務が完了した場合は、当該役務に要した費用を集計し別紙様式第 5 により甲に報告しなければならない。